

第21期第18回高知県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月21日(水) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知県共済会館 3階 「桜」
- 3 出席委員 林田千秋、島崎 章、西脇亜紀、川村寛二、百田美知、筒井一水、大木正行、山下慎吾(Web)、堀澤 栄、(計9名)
欠席委員 御処野誠
署名委員 大木正行、島崎 章
県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長、飯田副参事
事務局 木村書記長、占部書記
- 4 審議事項
第1号議案 てながえび類の採捕に係る委員会指示について
第2号議案 にはんうなぎの採捕に係る委員会指示について
報告事項 高知県漁業調整規則の一部改正について

5 議事内容

木村書記長

定刻となりましたので、ただ今より第18回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

まず、会に先立ちまして、前回の委員会の第1号議案の「高知県漁業調整規則の一部改正について」で、島崎委員から、内水面漁連が卸した「おとりあゆ」の死亡原因についてのご質問がございました。まず、このことにつきまして事務局からご説明させていただきます。

内漁連に聞き取りを実施しましたところ、令和5年5月下旬から6月上旬に、内漁連が出荷した「おとりあゆ」の一部において、出荷先の飼育施設で死亡が確認されたとのことでした。この報告を受けて、県内水面漁業センターが魚病診断を実施したところ、ウイルス性の「異形細胞性鰓病」、通称、ウイルス性のボケ病と呼ばれる病気であることが分かりました。このウイルス性のボケ病は海から河川に遡上してきた天然あゆにも保有していることが県内水面漁業センターの調査や他の研究機関での報告で確認されています。死亡が確認された「おとりあゆ」は内水面漁連の吉川種苗センターで飼育していたもので、内漁連では、直ちに、施設の消毒やおとり屋さんへの対応を行ったとのことでした。また、今後の対策として、施設内への病気の侵入を防ぐための長靴消毒等の防疫の徹底を行っていくと聞いております。以上が「おとりあゆ」の死亡原因に関する報告となります。

それでは本日の会議に移ります。本日は山下委員にウェブ参加いただいております。プロジェクターは用意できておりませんが、こちらのパソコンで参加いただいております。委員定数10名の内、出席委員は9名

で、高知県内水面漁場管理委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。では、会長、お願いいたします。

林田会長

それでは、第18回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。まず、はじめに水産振興部長さんからあいさつをお願いします。

松村部長

みなさま、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第18回高知県内水面漁場管理委員会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、ご多用のところ、また、本日はあいにくの雨の中でございますが、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、議案が2件、報告事項が1件をお願いしております。

第1号議案の「てながえび類の採捕に係る委員会指示について」は、てながえび類の資源回復及び持続的利用を図るため、採捕期間を制限するもので、現在発動しております委員会指示が本年の3月31日までとなっておりますので4月1日以降、3年間の指示を発動しようとするものです。

第2号議案の「にほんうなぎの採捕に係る委員会指示について」は、河川を下る親うなぎの保護を目的として、採捕期間を制限するもので、こちらも現在発動しております委員会指示が3月31日までとなっていることから4月1日以降引き続き、3年間の指示を発動しようとするものです。なお、こちらにつきましては海面に係る委員会指示も3月31日までとなっておりますので、来月開催予定の海区漁業調整委員会において、同一の採捕期間の制限の継続について審議していただく予定としております。

最後の報告事項の「高知県漁業調整規則の一部改正について」は、前回の委員会でお諮りしたあゆの採捕期間の変更について、令和6年1月16日に調整規則が改正されましたのでご報告させていただくものです。この調整規則の改正に伴い、今後、内水面漁場計画の変更と一部の漁協では漁業権の変更の手続きが必要となります。こちらにつきましては改めて委員会でお諮りすることとなりますので、よろしくごお願いいたします。

それぞれの詳細については、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

林田会長

ありがとうございました。

本日の欠席委員は、御処野委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、大木委員、島崎委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案「てながえび類の採捕に係る委員会指示について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

占部書記

資料1ページをご覧ください。現在、発動しております「てながえび類の採捕に係る委員会指示」ですが、高知県内水面漁場管理委員会指示第101号の指示の有効期間が、令和6年3月31日で切れることから、本議案は、新たに同様の内容の委員会指示を発動することにより、てながえび類の資源回復及び持続的利用を図るものです。1の指示の内容について、採捕の禁止期間は9月1日から翌年の3月31日まで、採捕の禁止区域は県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面となっており、前回からの変更はありません。3の指示の有効期間について、新たな有効期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日の3年間となっております。

資料2ページをご覧ください。こちらは、現在発動している委員会指示の背景、目的と指示の概要、過去の指示内容となっております。まず、「1背景・目的」についてですが、県内河川に広く分布するてながえび類は、漁業権の対象ではないため誰でも採捕することができ、川の遊び相手として親しまれているほか、内水面漁業関係者の収入源の一つにもなっています。

しかしながら近年、河川環境の悪化や、観光資源としての需要の高まりなどによる漁獲圧力の上昇によって、資源の枯渇が懸念されています。以上のことにより、2の指示の概要は先ほど説明したとおりで、3の過去の指示内容ですが、資源の保護及び持続利用を図るために平成30年以降、9月1日から翌年の3月31日の採捕の禁止を発動しています。

続きまして資料3ページをご覧ください。こちらにはてながえび類の生態について簡単に整理しております。高知県に生息するのは主に、てながえび、みなみてながえび、ひらててながえびとなっております。この3種類についてはそれぞれ異なる生態を持っており、それぞれの特徴について、ここに簡単に記述しております。また、みなみてながえびとひらててながえびの産卵期は5月から9月となっております。

次に、てながえび類の市場での取扱量についてですが、資料の4ページをご覧ください。上のグラフが幡多公設地方卸売市場のてながえび類の取扱量、下のグラフが四万十西部漁協鮎市場のてながえび類の取扱量の推移となっております。

高知県全体でのてながえび類の取扱量のデータはありませんので、参考になるデータはこの2つになります。どちらのグラフを見ても、平成30年頃まで、てながえび類の取扱量が激減しており、令和元年以降、横ばいとなっております。平成30年以降、採捕禁止の指示を発動後、取扱量の減少傾向が止まり、横ばいとなったことは、この指示が資源量の維持に一定効果は示しているとは思いますが、過去の取扱い水準に回復するまでにいたっていません。

資源の減少が問題視される前の水準まではまだ回復しておりませんが、引き続き委員会指示を3年間延長したいと考えております。今後、過去の資源量の水準に回復するために、この指示の内容が適切かどうかをこの3年の間に調査を行いたいと思います。来年度は調査計画を設定し、令和7年度に調査を行う予定としており、その結果を踏まえて、令和9年4月1日からの委員会指示の内容について検討したいと考えております。

調査内容については決まっていますが、平成27年度の県の調査では採集調査と潜水調査を行いまして、3種の分布状況、生息密度、成熟状況、幼生の流下量などを把握しております。同様な調査を行いまして、委員会指示前と後でどのようになっているかを比較したいと考えております。

最後に1ページをご覧ください。以上のことを踏まえまして、1ページの内水面漁場管理委員会指示の発動につきまして、ご審議いただきます。

指示の内容につきましては、(1) 採捕の禁止の期間、9月1日から翌年3月31日まで。(2) 採捕の禁止の区域、県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面。2 指示の適用除外、国の機関若しくは地方公共団体が、てながえび類に係る調査、試験研究、教育実習若しくは種苗生産又は高知県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が、てながえび類に係る調査等を目的として採捕する場合は、適用しないとしております。

3 指示の有効期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としています。

なお、決議されましたら、県公報に登載する手続きを進めます。それに際し内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合は、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

- 山下委員 生体個体群の保全は順応的管理が大切です。3年間で予定されている資源調査については、もう少し詳しくご説明ください。特に平成27年の調査結果と比較してどのように評価するのか気になっています。
- 林田会長 事務局から説明を求めます。
- 木村書記長 平成27年の調査は占部から説明しましたが、採取調査をしております。平成27年以前にも平成14年、15年にも内水面漁業センターが調査しておりまして、密度が平成27年に低下しているといったことや、成熟サイズも平成14年、15年と比べて平成27年には小さくなっているということが確認されております。こういったことを踏まえてまして委員会指示を発動した経緯があります。
- 次の調査の具体的な内容については決まっていますが、こういったデータが比較できるものとしたいということもありますし、山下委員や県内でもてながえびを調査している方がおりますので、そういった専門家の意見を聞いて適切な調査ができるよう検討していきたいと考えています。
- 林田会長 他にございませんでしょうか。
- 山下委員 対象河川は四万十川でしょうか。
- 占部主幹 平成27年度に行われている調査も四万十川で行われていますので、それと比較するためにも次回の調査も四万十川を予定しております。
- 山下委員 基本的には平成27年と同じ調査を行い、2回分の比較を行うという理解でよろしいでしょうか。
- 木村書記長 基本的にはその方向で考えておりまして、追加した方がいい調査があれば専門家の意見を踏まえて考えていきたいと思えます。
- 林田会長 他にはございませんね。ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
- 第1号議案「てながえび類の採捕に係る委員会指示について」は、原案のとおり発動することに、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案のとおり委員会指示を発動することといたします。

続きまして、第2号議案「にほんうなぎの採捕に係る委員会指示について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

占部主幹

それでは、第2号議案「にほんうなぎの採捕の禁止に係る委員会指示について」、事務局から説明をさせていただきます。

資料2をご用意ください。現在、発動しております「にほんうなぎの採捕に係る委員会指示」ですが、この指示の有効期間が令和6年3月31日で切れることから、本議案は新たに同様の内容で委員会指示を発動することにより、引き続きにほんうなぎの資源回復及び持続的利用を図ろうとするものです。

それでは次に資料の2ページをご覧ください。「にほんうなぎの採捕に係る委員会指示の概要」ということでまとめておりますが、にほんうなぎは本県にとって重要な魚種であり、各地区では伝統的な漁業が行われ、その食文化も古くから県民に定着しています。

しかし近年は、にほんうなぎの漁獲量やしらすうなぎの来遊状況が悪化するなど、資源は右肩下がりで、2ページの下に示すグラフのとおり、うなぎ漁獲量は全国で2,000トン以上あったものが60トン程度に、高知県の推移を見ても最盛期に180トンあまりあったものがわずか3トンと漁獲の減少が顕著で、資源の枯渇が懸念されています。そのため、平成25年には環境省がにほんうなぎを絶滅危惧種に指定し、また国際的にも平成26年に国際自然保護連合（ICUN）が絶滅の恐れのある生物としてレッドリストに掲載しました。

そのため、河川では平成26年4月に内水面漁場管理委員会指示を発動し、10月から翌年3月までの間、21センチメートルを超えるにほんうなぎの採捕を禁止し、産卵場へ向かう親うなぎの保護を図っており、海面でも平成28年9月に海区漁業調整委員会指示を発動しました。

次に資料の3ページをご覧ください。こちらは3から6ページが水産庁からのうなぎの持続的利用のための資源管理の推進についての通知文となっております。そのなかで、3ページの下線に示すように、産卵に向かう下りうなぎの採捕の制限を促進することとされております。また、4ページをご覧ください。下の下線に示すように、下りうなぎの保護が確実に全都道府県で実施されるようにと記載されております。6ページをご覧ください。こちらは全都道府県の下りうなぎの保護の取組状況となっております。委員会指示は高知県の他10県が実施しており、自主的な取組は16県が実施しています。水産庁から下りうなぎの漁獲抑制に

ついて要請されていることもあり、全国では委員会指示による採捕の禁止、自主的な取り組みによる漁協の規則等での制限や再放流などを行い、うなぎの資源回復を図っているところです。

それでは最後に1ページをご覧ください。

以上のことを踏まえまして、本議案は、現在、発動しております「にほんうなぎの採捕の禁止に係る委員会指示」について、新たに同様の内容の委員会指示を発動することにより、にほんうなぎの資源回復及び持続的利用を図るものです。

現在発動している委員会指示から指示の有効期間以外に内容の変更はありません。指示の内容についてですが、まず、採捕の制限については、1県内の内水面等において、10月1日から翌年3月31日までの間、全長21センチメートルを超えるにほんうなぎを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)高知県漁業調整規則第47条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合、(2)国の機関又は地方公共団体が、にほんうなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合。次に、指示の有効期間については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとしています。

なお、来月の海区漁業調整委員会でも同様な内容で海区の下りうなぎの委員会指示を発動する議案をあげる予定としています。また、決議されましたら、県公報に登載する手続きを進めます。それに際し内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合は、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

林田会長

ございませんか。

林田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案「にほんうなぎの採捕に係る委員会指示について」は、原案のとおり発動することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告事項「高知県漁業調整規則の一部改正について」事務局の説明を求めます。

占部主幹

それでは、報告事項 高知県漁業調整規則の一部改正について説明いたします。

資料3をご用意ください。1ページをお願いします。前回の委員会でお諮りした漁業調整規則の一部改正についてですが、令和6年1月16日に改正しましたので、ご報告をさせていただきます。

1の改正内容についてですが、あゆの採捕禁止期間を改正しました。2ページをご覧ください。下の表の黄色と赤色の部分が改正した期間となっており、あゆの採捕開始期間が全河川で一律、5月15日としております。また、奈半利川平鍋えん堤から上流の10月15日から12月1日の禁止期間を撤廃しました。

1ページにお戻りください。2の経過ですが、令和5年11月21日に委員会からご答申をいただき、同年12月19日に農林水産大臣から認可されました。令和6年1月16日に、高知県漁業調整規則改正が公布、施行となっております。

3の今後について、ご覧ください。県調整規則の改正に伴い、一部の漁協ではあゆ漁業の漁業権が6月1日又は7月1日となっておりますので、それを変更する手続きが必要となっております。

まず、今後の手続きですが、県の方が内水面漁場計画の変更の案を作成しますので、それをパブリックコメントを行い、本委員会でお諮りし、公聴会を開催した後、ご答申をいただき、漁場計画を変更するながれとなります。次に、漁場計画が変更しましたら、漁業権の変更が必要な漁協から変更申請が行われ、本委員会でお諮りをした後、免許の変更を公示します。この漁場計画及び漁業権の変更にあたっては、令和5年9月1日に漁業権の切替えを行った同様に委員会での諮問、公聴会の開催などの手続きを行うこととなりますので、よろしくお願いたします。

以上、ご説明を終わります。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

島崎委員

一本の河川で上流域が遅れて解禁している河川があります。例えば伊尾木川のダムから上流など。そんなものも一本化という形になるのでしょうか。

占部主幹

河川それぞれの区域での違いについては、漁協が定めている行使規則、

遊漁規則で支流や上流域で期間を決めていくこととなります。今回の話は漁業権のことで、一つの漁業権に対する期間、権利となります。

島崎委員

わかりました。

林田会長

他にございませんか。

なければ、これもちまして第 18 回高知県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第 21 期第 18 回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議 長 林田 千秋_____

議事録署名委員 大木 正行_____

議事録署名委員 島崎 章_____